

人生の最終段階における医療体制整備等事業

平成26年度予算 50百万円

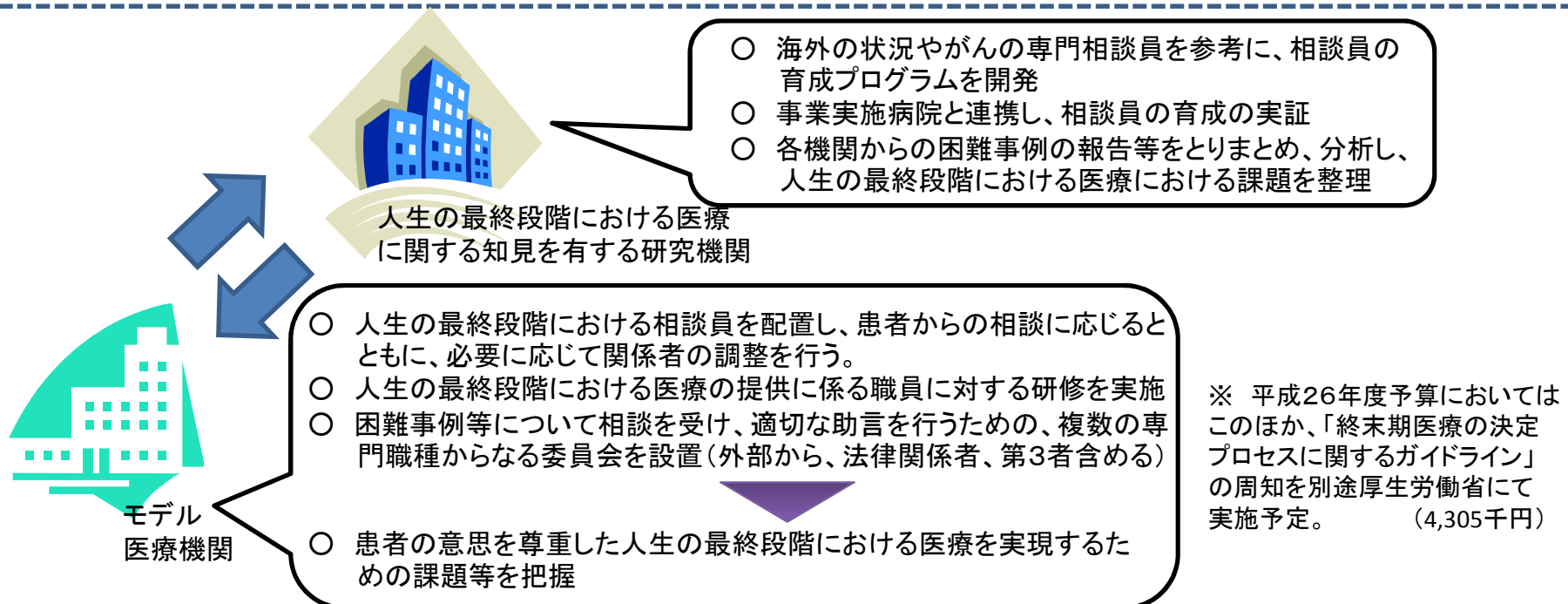
【背景・課題】

- 人生の最終段階における医療について、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として、進めることが重要。
- このため、平成19年に「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」をまとめ、周知を図っているが、在宅医療提供者に十分認知されているとは言えない状況である中(※)、人生の最終段階における医療に係るより充実した体制整備が強く求められている(産業競争力会議等)。

※平成24年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査

【事業の概要】

- 患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、モデル医療機関(10カ所)において、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会の設置などの事業を実施。
- モデル事業の成果をもとに、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討。



人生の最終段階における医療にかかる相談員の育成等について

- ◆ 社会保障制度改革国民会議報告書では、医療の在り方については、医療提供者の側だけでなく、医療を受ける国民の側がどう考え、何を求めるかが大きな要素となっており、死すべき運命にある人間の尊厳ある死を視野に入れた『QOD(クオリティ・オブ・デス)を高める医療』も射程に入れる必要があることが提案されている。
- ◆ 一般国民への意識調査の結果によると、人生の最終段階における医療のあり方については、「患者・入所者、家族への相談体制の充実」が求められている。（「終末期医療のあり方に関する懇談会の報告書」(平成22年12月)）
- ◆ このことから、患者が人生の最終段階における医療についての情報や相談を希望する場合、患者のニーズに応じて、人生の最終段階における医療に関する情報提供や意思決定支援、また関係者との調整を行える相談員を養成、配置する必要がある。
- ◆ がん患者については、がん連携拠点病院の相談支援センターにがん専門相談員が配置されており、がんの治療や緩和ケア等の相談に対応しているが、非がん患者を含めたすべての患者に対応できる人生の最終段階における医療相談体制を、特に緩和ケアチーム等が配置されていない医療機関に対して構築する必要がある。
- ◆ 人生の最終段階における医療相談員の要件については、適切な情報の提供と説明が実施され、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人の決定を支援するプロセスであることから、看護師、メディカルソーシャルワーカー等で一定の研修を受講した者であることが望ましい。

□ 人生の最終段階における医療にかかる相談員の役割

- 患者の医療・ケアチームとともに人生の最終段階における医療についての情報提供及び意思決定支援。（事前指示書の作成が目的ではない。）
- 医療内容の決定が困難な場合の倫理委員会の活用と調整。
- 緩和ケアを希望する場合の専門医療機関等への紹介。
- 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年5月厚生労働省）の医療機関内への普及活動。等。

□ 人生の最終段階における医療にかかる相談員の要件

- 看護師、メディカルソーシャルワーカー等であって、一定の研修を受講した者。

□ 人生の最終段階における医療にかかる相談員の研修

【研修内容】

- 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」に準拠。
- 人生の最終段階の病態と対応方法に対する基本的知識及びカウンセリングやコミュニケーション技法の基本を中心とした患者の意思決定を支援するプロセスを学ぶ。

【研修内容の例】

- ① 目的
- ② 人生の最終段階における医療にかかる相談員の位置づけ
- ③ 倫理委員会の立ち上げ・役割
- ④ 厚労省終末期の決定プロセスのガイドライン詳説
- ⑤ 意思決定支援概論（法律的、倫理的根拠、海外の動向等）
- ⑥ 意思決定支援実践論（各職場、状況における実践例）
- ⑦ グループワーク
- ⑧ 研修振り返り
- ⑨ 職場に戻った後の活動の実際

厚生労働科学研究特別研究で
研修プログラム(案)を作成予定